

# 第 3 6 回 農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 2 9 日開会

中標津町農業委員会

令和8年6月29日、第36回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 小沼  | 大  |
| 2番  | 西塚  | 知也 |
| 3番  | 纓坂  | 直俊 |
| 4番  | 福島  | 寿顕 |
| 5番  | 山下  | 幸枝 |
| 6番  | 助口  | 明  |
| 7番  | 遠藤  | 昭男 |
| 8番  | 船越  | 信雄 |
| 9番  | 二瓶  | 裕貴 |
| 10番 | 横田  | 千秋 |
| 11番 | 長谷川 | 孝二 |
| 12番 | 田中  | 洋希 |
| 13番 | 竹村  | 聡  |
| 14番 | 瀧本  | 和男 |
| 15番 | 後藤田 | 宏幸 |
| 16番 | 中村  | 正生 |
| 17番 | 笠原  | 康博 |
| 18番 | 本田  | 信幸 |

附議した案件

- (イ) 議案第183号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第184号 農農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ハ) 議案第185号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ニ) 報告第43号 農地法第3条の規定による許可の取消について

本日出席した職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 杉山隆   |
| 事務局次長 | 葛西利光  |
| 農地係長  | 中山康太  |
| 係     | 天神乃布子 |

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第36回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程１「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第２４条第２項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

１２番、田中 洋希委員。

１３番、竹村 聡委員。

以上、２名を指名致します。

日程２「会務報告」を事務局長から報告致します。

（挙手あり）事務局長。

事務局長 ５月２６日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。５月２９日、中標津町交流センターにおきまして、計根別農業協同組合の通常総会が開催され、会長が出席しております。６月１日、北海道農業会議主催によります「北海道選出国會議員要請集会」が東京都千代田区・星稜会館で開催され、全道から農業委員会関係者２０１名が参加し、「令和９年度農業政策と予算に関する要望」を、出席した国會議員及び議員秘書に対し与野党別に行ってまいりました。翌日６月２日、全国農業会議所主催によります、「令和８年度全国農業委員会会長大会」が文京シビックホールを会場で開催され、全国から関係者約１８００人が結集し、力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案、地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議など、４つの議案が承認されました。要請活動としましては、衆議院議員会館において伊東良孝衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、参議院議員会館においては、鈴木宗男参議院議員に対し、独自要望書の提出及び実行要請を、根室地方農業委員会連合会、釧路地方農業委員会連合会の合同で行なってまいりました。また、意見交換会としまして、今後の地域農業につきまして、農林水産省合同庁舎にて、農林水産省職員と農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について、農地中間管理事業について、根室地方農業委員会連合会としまして、意見交換を行ってまいりました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。６月１１日、中標津町総合文化会館におきまして、中標津町農業協同組合の通常総会が開催され、会長が出席しております。６月２４日、北海道農業会議、第３回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。６月２５日、北海道農業会議、第１０１回総会が開催され、会長が出席されております。６月２６日、第４７回北海道農業者年金協議会総会が開催され、会長が出席されております。以上です。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程３、議案第１８３号「現況証明願いについて」を上程致します。

（１）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第１８３号「現況証明願いについて」（１）について説明いたします。２ページをお開きください。

（１）１．申請人の住所、氏名から、３．申請の理由までについては、記載のとおりです。４．見取図については、３ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用区域となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地および山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和8年6月9日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。日程4、報告第44号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 報告第44号「農地法第3条の規定による許可の取消について」(1)について説明いたします。47ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名から4. 取消の理由までについては、記載のとおりです。本案件につきましては、令和8年2月24日開催の第32回中標津町農業委員会総会議案第159号(2)において審議、承認されておりますが、譲渡人が農地中間管理機構の農地売買等事業の活用により当該農地の権利移転を行う方針に変更したため、譲渡人ならびに譲受人から許可の取り消し申請があったものです。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地法第3条の規定による許可の取消についての報告を終わります。

日程5、議案第184号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)、(5)から(8)、(9)から(17)の3回に分けて審議を致します。(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第184号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)から(3)について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、11ページのとおりです。

なお、(2)(3)につきましては、(1)で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、11ページのとおりです。

9ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、11ページのとおりです。

この3件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第184号(4)について、説明いたします。12ページをお開きください。

(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、14、15ページのとおりです。

本案件につきましては、令和3年度の旧保有合理化事業において、農地中間管理機構が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第184号(1)から(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により13番、竹村委員の退席をお願い致します。  
(竹村委員退席)  
(5)から(8)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第184号(5)から(8)について、説明いたします。  
16ページをお開きください。  
(5) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、19ページののとおりです。18ページをご覧ください。  
(6) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、19ページののとおりです。20ページをご覧ください。  
(7) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、21ページののとおりです。22ページをご覧ください。  
(8) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、23ページののとおりです。  
本案件につきましては、令和3年度の旧保有合理化事業において、農地中間管理機構が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第184号(5)から(8)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
(竹村委員着席)  
竹村委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。  
(9)から(14)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第184号(9)から(14)について、説明いたします。  
24ページをお開きください。  
(9) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。9. 見取図は、25ページののとおりです。26ページをご覧ください。  
(10) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から8. 適用までについては、議案に記載

のとおりです。９．見取図は、28 ページのとおりです。27 ページをご覧ください。

(11) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。９．見取図は、28 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、令和 3 年度の旧保有合理化事業において、農地中間管理機構が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび 5 年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

29 ページをご覧ください。

(12) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、34 ページのとおりです。31 ページをご覧ください。

(13) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、34 ページのとおりです。33 ページをご覧ください。

(14) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、34 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、農地中間管理機構が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借するものです。

別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項等各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(15) から (17) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 西塚委員。

西塚委員 上程になりました議案第 184 号 (15) から (17) について、説明いたします。35 ページをお開きください。

(15) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。９．見取図は、36 ページのとおりです。37 ページをご覧ください。

(16) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。９．見取図は、38 ページのとおりです。39 ページをご覧ください。

(17) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から 8. 適用までについては、議案に記載のとおりです。９．見取図は、40 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、令和 3 年度の旧保有合理化事業において、農地中間管理機構が買い入れた農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび 5 年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第184号(9)から(17)について、これを原案のとおり決することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第185号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告  
による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第185号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法  
人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。42ページを  
お開きください。令和8年度分として、14件の提出がありました。記載のとおり、  
農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもって、第36回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時02分)